

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第9号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

京都市本能在宅介護支援センターを京都市中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346番地に設置するとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、指定管理者の告示等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 植本 賴兼

京都市条例第9号

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例

京都市老人介護支援センター条例の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第4条第1項中「次条の規定に基づきセンターの管理を行う団体（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第5条とする。

第3条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

第6条を削り、第7条を第6条とする。

別表京都市修学院在宅介護支援センターの項の次に次の1項を加える。

京都市本能在宅介護支援セン  
ター

京都市中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町3

46番地

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の告示その他京都市本能在宅介護支援センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)